

国民健康保険・後期高齢者医療保険からお知らせ



お手元にあります保険証は
7月31日(※)で満了します



従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

保険証の有効期限が切れた後は、マイナ保険証か資格確認書で医療機関・薬局にて受付をしてください。

※社会保険の方につきましては令和7年12月1日まで保険証は使用できます。(詳しく確認したい方は加入している会社に確認をお願いします。)

次ページへ





マイナ保険証をすでに使っている人はどうすればいいの？

マイナ保険証をすでに使用している方はそのままお使いください。



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方(要配慮者※)は、加入している医療保険者に申請をすれば資格確認書を取得できます。

親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。

※要配慮者：障がいや高齢者等の理由で第三者が同行して医療機関等を受診する必要がある方

次ページへ



マイナンバーカードを保険証として使用するには利用登録が必要です



医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーに、マイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。

受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、わからないことがあれば、受付職員にお気軽にご相談ください。

他にも、ご自身でお持ちのスマートフォンに『マイナポータル』アプリをダウンロードし健康保険証の利用登録ができます。(スマートフォンの機種によりアプリのダウンロード、マイナンバーカードの読み取りができない可能性があります。)



三宅村役場でも利用登録のサポートを行っています。登録に不安がある方は下記担当係までご相談ください。

問い合わせ：村民課 保険係 ☎5-0904